

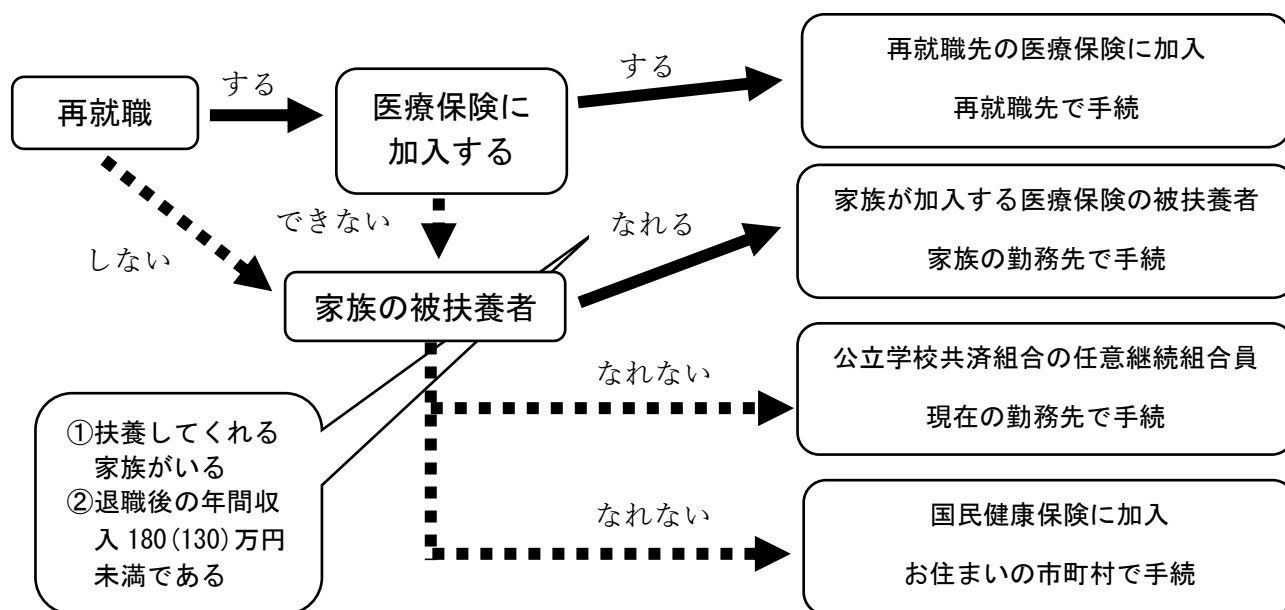
IV 医療制度等

1 医療保険

退職後はいずれかの医療保険に加入しなければなりません。一人ひとり条件が異なりますので、下の表も参考に、十分に御検討の上加入してください。

なお、新たに加える医療保険の資格取得を行うことで、マイナ保険証の変更手続も完了します。

医療保険の種類



◎ 任意継続組合員になるか、国民健康保険に加入されるかはご自身で選択してください。

◎ 医療費の自己負担割合は、加入する医療保険に関わらず本人・家族、入院・外来とも全て3割です。

[退職にあたってのお願い]

資格確認書の返却

・現在お持ちの資格確認書や特定疾病療養受療証・高齢受給者証・限度額適用認定証は退職した日の翌日から使用できなくなりますので、退職時に所属所に返却してください。

※ただし、フルタイム暫定再任用等で4月以降も組合員番号が変わらない場合、資格確認書等はそのままお使いいただけます。

・退職した日の翌日以降に、資格確認書等を使用して医療機関等を受診した場合、当共済組合が医療機関等に支払った医療費等を返還していただくことになりますので、注意してください。

退職後の給付金の受取

・給付金受取口座は、退職後1年くらいは解約しないでください。

・共済組合等による給付金等の給付は、医療機関での受診後、3か月後以降になります。

・給付金は、本人の口座に振込の上、自宅に給付金明細書を送付します。

ワンポイントアドバイス

退職後の医療保険の選択に当たり、保険料(掛金)や医療費の自己負担額の違いにより、どれが適切か皆さん検討されています。家族の状況や健康状態等を含め、A～Fさんの例を参考にしてください。

- Aさん 夫が既に国保に加入しているので、夫の国保税と私の任意継続掛金を合わせると国保税の最高限度額 109 万円以上になるから、夫と共に国保に加入するわ。
- Bさん 夫婦共に教職員で同時に退職するけど、妻が4月から無職無収入になるので、私が任意継続組合員に加入し、妻を私の被扶養者にするよ。
- Cさん 定年前に退職して4月から無職無収入になるけど、夫はまだ現職なので夫の被扶養者になるわ。
- Dさん 任意継続組合員になるけれど、2年目は国保に加入しようかな。任意継続掛金は2年目もほぼ同額だけど、国保税は前年の所得に応じて課税されるので負担額が少なくて済みそうだから、来年の確定申告後に市町村に確認して検討するわ。
- Eさん 健康に自信がないので、保険料の負担額より給付の面を考えて任意継続組合員に加入する方を検討するよ。
- Fさん 特定会計年度任用職員(非常勤講師)になるので、現職の夫の扶養に入ろうと思うけど、年間130(180)万円に加えて3か月連続で108,333(150,000)円を超えられない条件があるから、勤務時間を調べて検討してみるわ。

医療保険ごとの概要及び手続等

	加入先 種類等	加入 資格等	掛金・保険料(税)(注1)	加入手続・ 添付書類等	医療費の自己 負担額の上限	備考
①	再就職先の 健康保険 (全国健康保 険協会等)	再就職 先に 確認	事業主が半額負担	就職先にて手続 き		③の組 合員に はなれ ません
②	国民健康保 険一般被保険 者	① ③ ④ 以外 の方	市町村で決定 ・令和7年度の最高限度額は 1,090,000 円 〈福島市の場合〉 (医療分) (A×6.50%)+(21,700 円 ×被保険者数)+18,300 円 (後期高齢者支援分) (A×2.50%)+(9,500 円× 被保険者数)+7,200 円 ※A:課税対象所得金額 被保険者ごとの前年中(1 月～12 月まで)の総所得か らそれぞれ基礎控 43 万円 を引いた金額の合計金額	居住する市町村 窓口 ○退職時の所属 所発行の資格 喪失証明書 ○印鑑 ※任意継続組 合員の資格喪 失後の資格喪 失証明書は福利 課が交付しま す	80,100円 +(医療費 -267,000 円) ×0.01 (注2)	
③	公立学校共済 組合員 任意 継続組合員(2 年の確認期間)	くわしくはIV-4ページ~をご覧ください。			25,000 円	
④	家族の健康保 険の被扶養者 となる	所得制 限あり (家族の 勤務先 に確認)	なし	被保険者が勤務 先において行う	①②に同じ	

(注1) 40歳から64歳までの人は、医療に係る掛金の他に

介護保険料を納入する必要があります。(IV-9ページをご覧ください。)

(注2) 上位所得者

(健康保険等は標準月額53万円以上、市町村国保は、左と同程度以上の所得がある方。)

$$167,400 \text{ 円} + (\text{医療費} - 558,000 \text{ 円}) \times 0.01$$

医療費の自己負担額の例

※ 1 か月ごと、1 病院ごと(入院と外来は別)

任意継続組合員 (任継)	国民健康保険 (国保)
・ 総医療費 70 万円のの場合 窓口負担 3 割 210,000 円 高額療養費 210,000 円 $- \{80,100 + (700,000 - 267,000) \times 1\% \}$ $= 210,000 - 84,430 =$ <u>125,570 円</u> 一部負担金払戻金 $84,430 - 25,000 = 59,430 \div 59,400 \text{ 円}$ 100 円未満切り捨て 最終的な自己負担額は <u>$210,000 - 125,570 - 59,400 = 25,030 \text{ 円}$</u>	・ 総医療費 70 万円のの場合 窓口負担 3 割 210,000 円 高額療養費 210,000 円 $- \{80,100 + (700,000 - 267,000) \times 1\% \}$ $= 210,000 - 84,430 =$ <u>125,570 円</u> 最終的な自己負担額は <u>$210,000 - 125,570 = 84,430 \text{ 円}$</u> (課税所得額 210 万円超 600 万円以下 世帯の場合) (注1)
・ 総医療費 20 万円のの場合 窓口負担 3 割 60,000 円 一部負担金払戻金 $60,000 - 25,000 = 35,000 \text{ 円}$ 最終的な自己負担額は <u>$60,000 - 35,000 = 25,000 \text{ 円}$</u>	・ 総医療費 20 万円のの場合 窓口負担 3 割 60,000 円 自己負担額は 60,000 円
・ 総医療費 3 万円のの場合 窓口負担 3 割 9,000 円 自己負担額は 9,000 円	・ 総医療費 3 万円のの場合 窓口負担 3 割 9,000 円 自己負担額は 9,000 円

(注1) 上位所得者 (課税所得額 600 万円超 901 万円以下世帯の場合)

$$\text{高額療養費 } 210,000 \text{ 円} - \{167,400 + (700,000 - 558,000) \times 1\% \}$$

$$= 210,000 - 168,820 = \underline{41,180 \text{ 円}}$$

$$\text{最終的な自己負担額は } 210,000 - 41,180 = \underline{168,820 \text{ 円}}$$

マイナ保険証

令和6年12月2日からマイナ保険証(健康保険証の利用登録が済んだマイナンバーカード)を基本とする仕組みに移行されています。

退職後に加入する医療保険制度への資格取得手続きを行なった後、マイナ保険証に当該情報が反映されますので、引き続きマイナ保険証にて医療機関等を受診いただくことになります。

※ 退職後にいずれかの医療保険制度への資格取得手続きは必ず行っていただくこととなりますが、御自身で改めてマイナポータルなどへのマイナ保険証の登録手続きを行う必要はありません。(退職後に加入する医療保険側において情報更新を行い、マイナ保険証へ反映されます。)

※ マイナ保険証をお持ちでない場合は、退職後に加入する医療保険者から交付される資格確認書を御利用いただくことになります。(詳細は各医療保険者に確認ください。)

2 任意継続組合員制度

(1) 加入手続等

ア 加入資格…… 退職時まで引き続き1年と1日以上、公立学校共済組合員（公務員共済組合期間は通算）であった方

イ 加入期間…… 最長2年間

ウ 加入手続…… 「任意継続組合員申出書」（様式集Ⅸ－7～8ページ）を令和8年2月13日（金）までに（期限厳守）、公立学校共済組合福島支部（福利課）へ提出してください。

なお、上記期限以降も退職の日から起算して20日以内であれば申出書の提出を受け付けますが、受付時期によっては資格情報のお知らせ、資格確認書の発行やマイナ保険証の情報更新までに時間がかかる場合もあることをご承知おきください。

上記期限までに申し出いただいた方の資格情報のお知らせ（全員）及び資格確認書（対象者のみ）は、申出書提出後にお送りする振込依頼書による掛金納入確認後、令和8年3月31日（火）以降に各自のご自宅に発送します。

期限内に払い込まない場合は、任意継続組合員にならなかったものとみなし、資格を取得できません。

※ 「任意継続組合員申出書」を提出後、退職するまでに再就職が決定した等により加入を取り消したい場合は、「任意継続組合員取消申立書」（様式集Ⅸ－11ページ）を提出してください。なお、取り消しが確定するまで掛金の納付は行わないでください。提出期限はありませんが、取消事由が生じた場合は速やかに提出願います。

エ 掛金……… 掛金の月額、次に掲げる額のいずれか少ない額に掛金率 109.28/1,000（うち介護掛金分 16.08/1,000 を含む。）を乗じた額です。（令和7年度）

なお、令和8年度から新たに「子ども・子育て支援金」の徴収が始まります。（料率・掛金額未定。現在の情報では月額数百円程度の見込み）

また、介護掛金は介護保険法第2号被保険者（40歳以上65歳未満の医療保険加入者）が該当になります。

① 退職時の標準報酬の月額

② 公立学校共済組合の「平均標準報酬月額」（令和7年度の場合は380,000円ですが、令和8年度は現在のところ未定）

【掛金額】平均標準報酬月額の適用者（令和7年度）

$380,000 \text{ 円} \times 109.28/1,000 \times 12 \text{ 月} \div 498,312 \text{ 円（年額）}$

オ 納入方法…… ○ 共済組合の発行する「振込依頼書」により最寄りの東邦銀行本・支店で指定された期限までに払い込んでください。（1年目分）

○ 2年目の振込依頼書は、特に資格喪失申出書の提出がない限り令和9年3月に送付しますので振込依頼書に記載された期日までに払い込んでください。

○ 掛金は、確定申告時に社会保険料控除の対象となりますので振込金受取書を大切に保管してください。

カ 被扶養者…… 退職時に被扶養者と認定されており、引き続き被扶養者の要件に該当する方は、退職後も任意継続組合員の被扶養者として継続して認定されます。

新たに被扶養者の要件を満たす方が生じたとき、又は就職等により要件を欠いたときは、その都度認定、又は取消の手続きが必要になります。

なお、新たに被扶養者となりたい方がいる場合は、認定前に任意継続掛金が納入されていることが必要となります。

認定手続に必要な申告書等を前もって当支部へ提出しておくことも可能ですが、その場合でも掛金納入の確認後に認定・資格情報のお知らせ又は資格確認書の交付となります。(認定日は被扶養者の要件を満たした日)。

よって、振込依頼書が届き次第、早急に掛金を納入願います。

また、75歳の誕生日からは後期高齢者医療制度の被保険者となりますので、該当になった場合は資格確認書を返納してください。

キ 記載事項変更 本人又は被扶養者の氏名や住所が変更となった場合は、「任意継続組合員記載事項変更申告書」(様式集Ⅸ-12ページ)を提出してください。

【任継資格の申出を取下げの場合に提出するもの】

★退職日の翌日から任意継続組合員に加入しないことの申出

(1日も任意継続組合員にならない)

「任意継続組合員取消申立書」(様式集Ⅸ-11ページ)

★任意継続組合員資格取得後 脱退することの申出

(1日以上任意継続組合員に加入)

「任意継続組合員資格喪失申出(届出)書」(様式集Ⅸ-9ページ)、

「任意継続掛金還付請求書」(様式集Ⅸ-10ページ)、

資格確認書

新しい資格情報のお知らせ又は資格確認書コピー

(資格喪失証明書が必要な場合を除く)

【任継資格取得後 子どもが就職した、配偶者又は他の扶養親族の

所得が年180(130・150)万円を超えた など】

【任継資格取得後 新たに被扶養者として申請したい者がいる】

★届出用紙を公立学校共済組合福島支部からお送りしますので御一報ください。

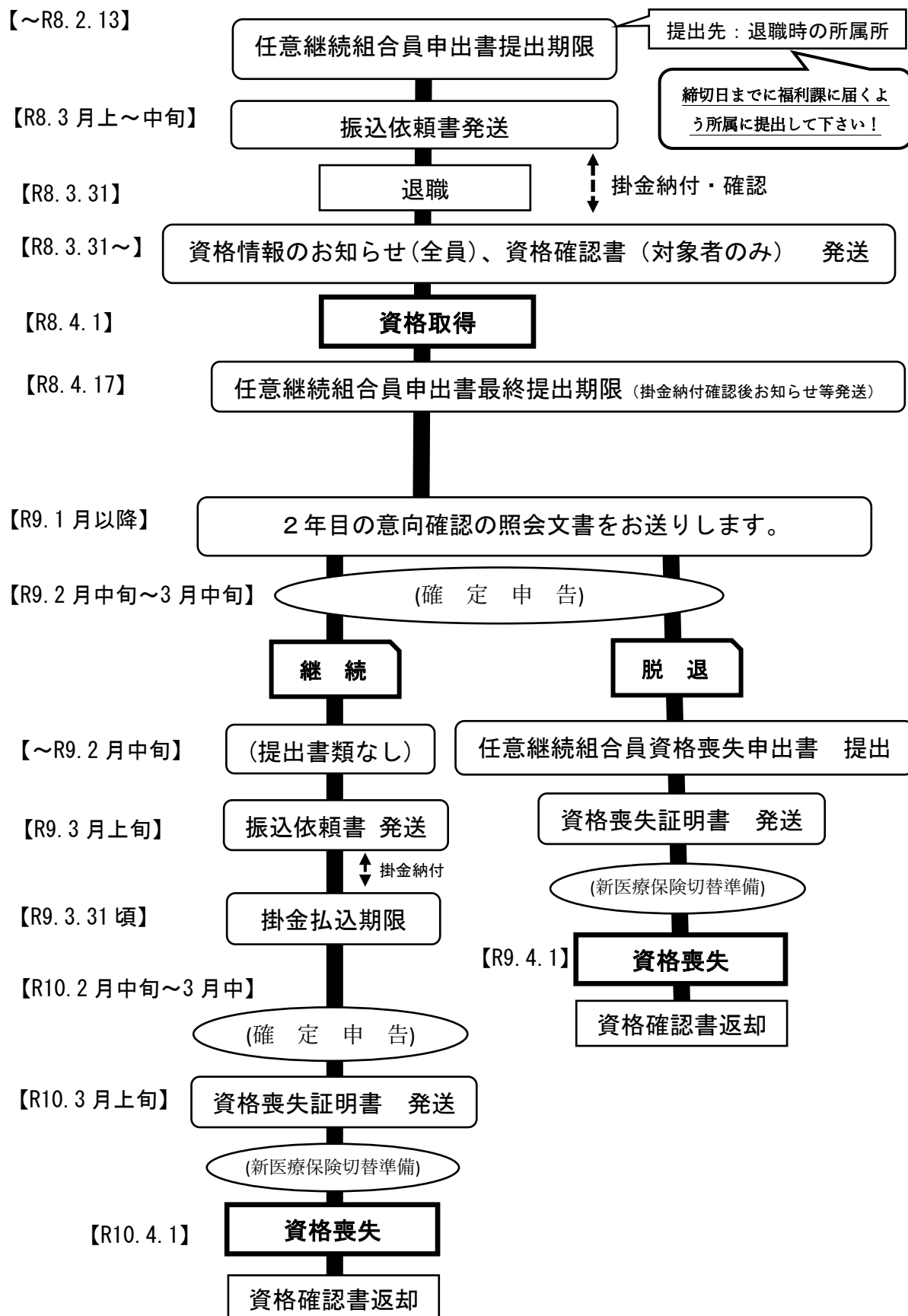
(電話：024-521-7802)

【任継資格取得後 引っ越した・名前が変わった】

★必ず「任意継続組合員記載事項変更申告書」(様式集Ⅸ-12ページ)

を提出してください。

《参考》 加入から資格喪失までの流れ



(2) 資格喪失

下表①～⑤の要件に該当するときは任意継続組合員の資格を喪失します。②、④、⑤の場合は、「任意継続組合員資格喪失申出書」(様式集Ⅸ－9ページ)を福利課に提出して資格喪失の手続きをとってください。

なお、資格喪失に伴い掛金の還付が生じる場合は、「任意継続掛金還付請求書」(様式集Ⅸ－10 ページ)を資格喪失申出書とともに提出してください。

資格喪失後は速やかに資格確認書を福利課まで返納してください。

資格喪失事由	資格喪失日
①任意継続組合員となった日から起算して2年を経過したとき	2年を経過した日の翌日
②死亡したとき	死亡した日の翌日
③掛金を納入期限までに納入しなかったとき	納入期限の属する月の翌月の初日
④ 他の社会保険の被保険者になったとき (再就職)	その保険の資格を取得した日
⑤ 任意継続組合員でなくなることを希望したとき (国保に加入する、家族の被扶養者になる等)	その申出があった日の属する月の翌月の初日 (例:6月 15 日に申出→7月1日資格喪失)

(3) 短期給付

現職の組合員及び被扶養者とほぼ同じ短期給付を受けることができます。

給付事由に該当すると思われるときは、連絡のうえ請求書等を取り寄せて福利課へ請求してください。

なお、自動給付されるものについては、請求の必要はありません。

また、退職すると互助会の会員資格は喪失します。互助会からの医療給付金等の給付はなくなりますので注意してください。

	給付内容	給付額	提出書類
a 医療給付 (療養の給付、 一部負担金払 戻金)	本人及び被扶養者が 病気になったとき 負傷したとき	自己負担額から下記の額 と 100 円未満の端数を差 し引いた額 自己負担限度額 25,000 円	自動給付 ※10割負担したとき ・医療費、一部負担金 払戻請求書 ・領収書 等
b 出産費・ 家族出産費	任意継続組合員中に 本人又は被扶養者が 出産したとき	本 人：500,000 円 被扶養者：500,000 円 附 加 金：50,000 円	・出産費(同附加金)等 請求書 ・領収書の写 等
c 埋葬料・ 家族埋葬料	任意継続組合員中に 本人又は被扶養者が 死亡したとき	本 人：50,000 円 被扶養者：50,000 円 附 加 金：25,000 円	・埋葬料(同附加金)等 請求書 ・埋葬許可証の写 等
d 災害見舞金	任意継続組合員中に 非常災害で住居又は 家財に1/3以上の 損害を受けたとき	法定給付 標準報酬月額 の0.5～3か月 (損害の程度による)	・災害見舞金請求書 ・罹災証明書 (または被災証明書) ・災害状況報告書 ・間取図 ・写真 等
e 弔慰金・ 家族弔慰金	任意継続組合員中に 本人又は被扶養者が 非常災害で死亡した とき	本 人 標準報酬月額の1か月分 被扶養者 標準報酬月額の70/100	・弔慰金等請求書

《参考》令和7年度任意継続掛金一覧表

※令和8年度から「子ども・子育て支援金」の徴収が始まります。(料率未定)

【一括納付】 (一年目・加入月以外割引有・単位：円)

退職時の 標準報酬月額	短期掛金	介護掛金	合計
380,000	417,447	72,018	489,465
360,000	395,476	68,223	463,699
340,000	373,505	64,439	437,944
320,000	351,534	60,644	412,178
300,000	329,564	56,860	386,424
280,000	307,593	53,065	360,658
260,000	285,622	49,270	334,892
240,000	263,651	45,486	309,137
220,000	241,680	41,690	283,370
200,000	219,709	37,907	257,616
180,000	197,738	34,111	231,849
160,000	175,767	30,316	206,083

【毎月納付】 (単位：円)

退職時の 標準報酬月額	分割	短期掛金	介護掛金	計
380,000	1ヶ月分	35,416	6,110	41,526
	年額	424,992	73,320	498,312
360,000	1ヶ月分	33,552	5,788	39,340
	年額	402,624	69,456	472,080
340,000	1ヶ月分	31,688	5,467	37,155
	年額	380,256	65,604	445,860
320,000	1ヶ月分	29,824	5,145	34,969
	年額	357,888	61,740	419,628
300,000	1ヶ月分	27,960	4,824	32,784
	年額	335,520	57,888	393,408
280,000	1ヶ月分	26,096	4,502	30,598
	年額	313,152	54,024	367,176
260,000	1ヶ月分	24,232	4,180	28,412
	年額	290,784	50,160	340,944
240,000	1ヶ月分	22,368	3,859	26,227
	年額	268,416	46,308	314,724
220,000	1ヶ月分	20,504	3,537	24,041
	年額	246,048	42,444	288,492
200,000	1ヶ月分	18,640	3,216	21,856
	年額	223,680	38,592	262,272
180,000	1ヶ月分	16,776	2,894	19,670
	年額	201,312	34,728	236,040
160,000	1ヶ月分	14,912	2,572	17,484
	年額	178,944	30,864	209,808

3 介護保険

40歳以上の方が介護保険に加入しています。在職・退職にかかわらず64歳までは介護保険第2号被保険者、65歳からは介護保険第1号被保険者該当です。

(介護保険被保険者の種別)

	該当する方	納付方法・保険料
第1号被保険者	65歳以上の方	国民年金、共済年金、厚生年金等から天引きにより各々の市町村長に納付。 (一定額未満の年金受給者は直接納付) ※保険料は市町村ごとに異なる
第2号被保険者	40歳以上64歳までの 医療保険に加入している方 (本人及び被扶養者)	医療保険料と併せて徴収 ※保険料は各医療保険ごとに異なる

※保険料

国民健康保険

各市町村の国民健康保険税(料)の算定ルールにより、所得割、資産割、均等割、平等割で賦課 令和7年度の最高限度額は170,000円

<福島市の場合>

国保税(介護分) $(A \times 2.40\%) + (10,000 \text{ 円} \times \text{被保険者数}) + 6,200 \text{ 円}$

(注) A…課税対象所得金額

被保険者ごとの前年中(1月～12月まで)の総所得からそれぞれ基礎控除43万円を引いた金額の合計金額

国民健康保険以外の医療保険

各医療保険の保険料の算定ルールにより、被保険者の標準報酬に定率で賦課

<公立学校共済組合の場合> (令和7年度)

組合員 標準報酬月額及び標準期末手当等の 8.04 / 1,000

任意継続組合員 標準報酬月額の 16.08 / 1,000

4 国民年金

日本国内に住む20歳以上60歳未満のすべての方が国民年金に加入しています。現職時、組合員は国民年金第2号被保険者、被扶養配偶者は国民年金第3号被保険者に該当します。

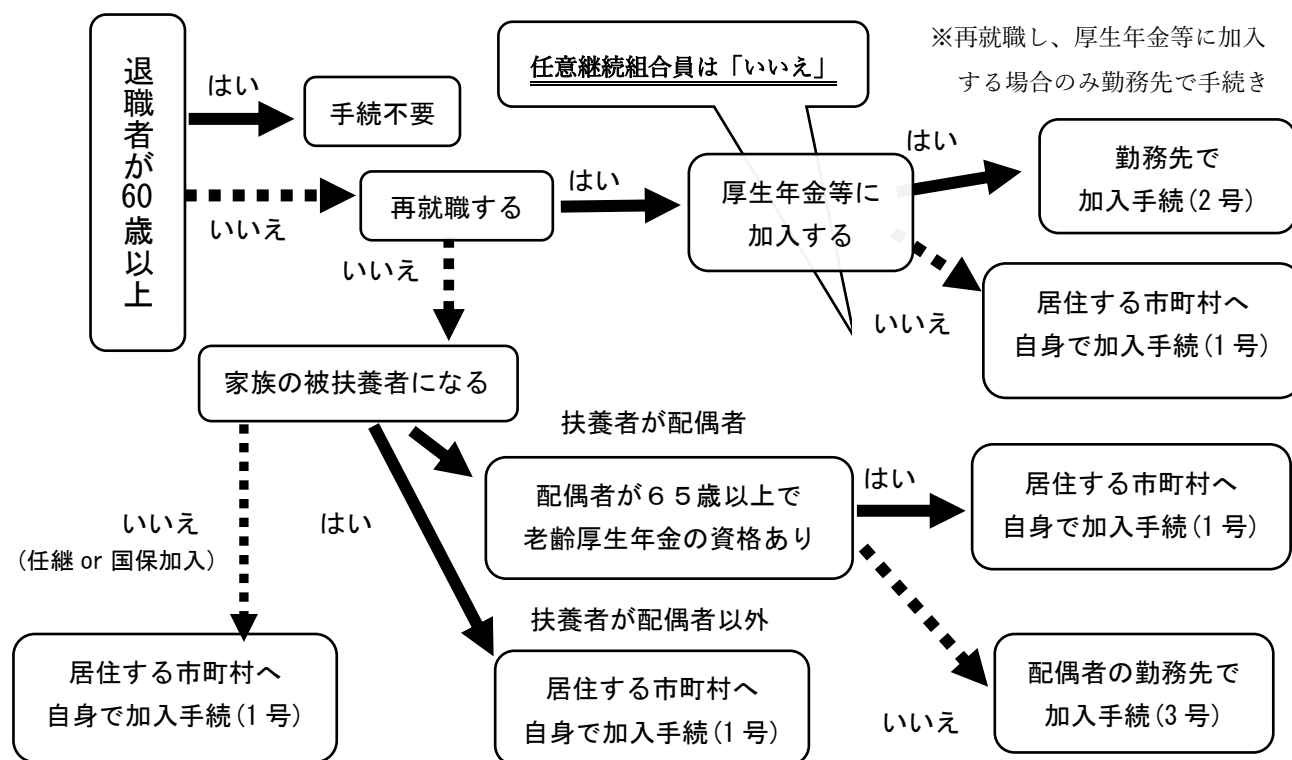
退職後60歳以上の場合、組合員及び被扶養配偶者は期間満了のため手続は不要です。60歳未満の場合、組合員・被扶養配偶者ともに手続が必要となるケースがありますので、必要に応じて自身で国民年金第1号被保険者の加入手続を行ってください。(問い合わせは、お住まいの市町村担当窓口にお問い合わせします。)

(国民年金被保険者の種別)

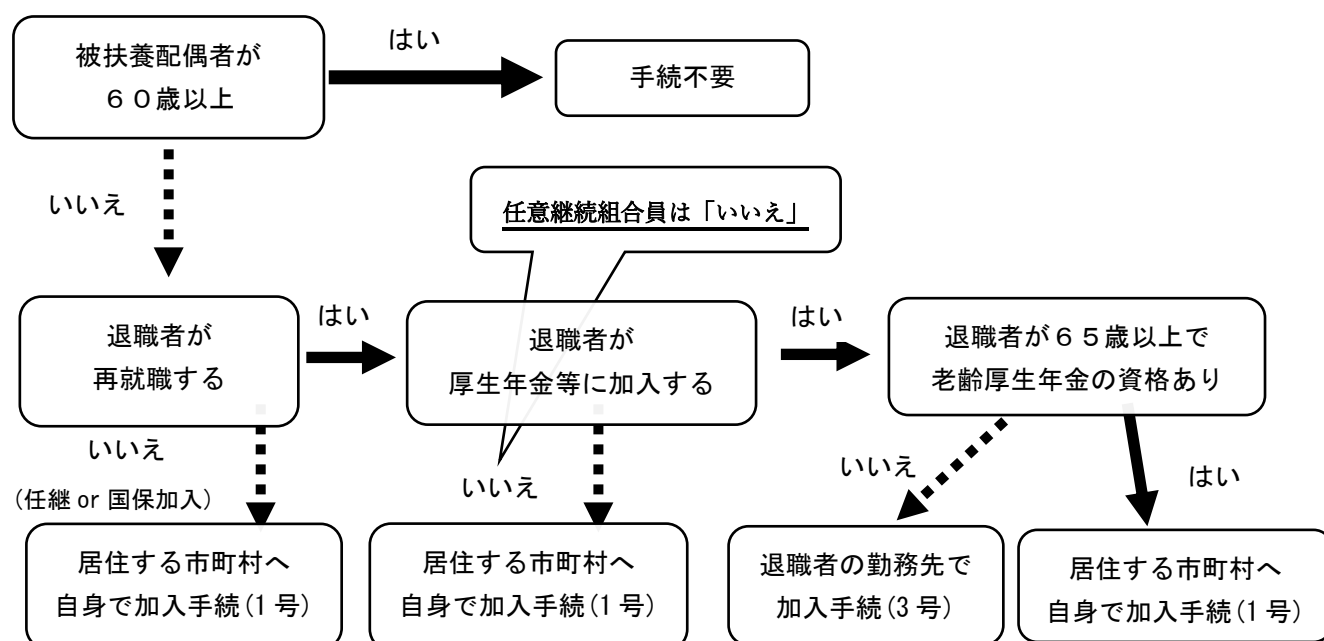
	該当する方	届出	保険料
第1号被保険者	国内に住所を有する自営業者、農林漁業者等で、第2号、第3号のいずれにも該当しない20歳以上60歳未満の方	居住する市町村へ直接個人で手続きをする。	個人で負担 令和7年度 月額17,510円
第2号被保険者	公務員、会社員等のように共済組合や厚生年金保険(船員も含む)に加入されている方	手続きは不要	共済組合等が一括納入
第3号被保険者	第2号被保険者に扶養されている配偶者で20歳以上60歳未満の方	公立学校共済組合の組合員の被扶養配偶者については、組合が代行する。	個人負担なし (保険者負担)

※ 60歳未満の任意継続組合員は、第1号被保険者になります。

(1) 退職者の国民年金に関する手続



(2) 退職者の被扶養配偶者の国民年金に関する手続



~~~~~  
 [MEMO] 60 歳に達しても保険料納付済期間等をわずかに満たさない場合

被扶養配偶者が 60 歳に達しても、老齢基礎年金を受けるのに必要な保険料納付済期間等をわずかに(1～5 年)満たさない場合などは、70 歳に達するまで第 1 号被保険者として任意加入することができます。支給に必要な資格期間は平成 29 年 8 月に 25 年から 10 年に短縮されています。

保険料納付済期間等を満たした被扶養配偶者が 65 歳に達すれば、老齢基礎年金が支給されます。

なお、詳しいことは居住する市町村にお問い合わせください。

~~~~~

(3) 国民年金の保険料

第 1 号被保険者(自営業など)の保険料は、一律定額制となっています。(令和 8 年度は月額 17,920 円)

なお、上記のほかに月額 400 円の付加保険料を納めると、老齢基礎年金に加えて、次の式で計算した付加年金が支給されます。

200 円×付加保険料納付月数

例えば、20 年間支払った場合は、 $200 \text{ 円} \times 240 \text{ か月} = 48,000 \text{ 円}$ を毎年上乗せで受取れます。支払った総額($400 \text{ 円} \times 240 \text{ か月} = 96,000 \text{ 円}$)と比べると、2 年で元が取れることになります。

付加保険料を納めることができるのは、国民年金の第 1 号被保険者(自営業など)のみです。付加保険料を納めることを希望される場合は、年金事務所に申し出てください。